

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2024年7月1日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届け出た防災業務計画を本日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の要旨

原災法に基づき、防災業務計画の定期見直しを実施し、修正をおこないました。
修正の要旨は以下のとおりです。（詳細は別紙参照）

1. 原災法関係法令改正に伴う変更

原災法関係法令が2023年11月に改正されたことに伴い、変更しました。

2. 原子力防災組織の変更

重大事故の発生および拡大の防止、復旧に的確かつ柔軟に対処できるよう、原子力防災組織を変更しました。

3. 災害対策支援拠点の追加

相良地区防災拠点を原子力事業所災害対策支援拠点候補地に追加しました。

4. その他

(1) 社内組織改定に伴う変更

2024年7月1日付の社内組織改定を反映しました。

(2) 可搬式動力ポンプの必要台数および予備台数の明確化

緊急時対応に必要な可搬式動力ポンプの台数と予備台数を明確化しました。

(3) 通報様式の変更

警戒事態等の発生時に用いる通報様式を変更しました。

(4) 記載の適正化

別紙 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正概要

以上